

け證據もなき異説なれど、思ひいづるまゝ、に書載ておきつ、扇の透へ捨給へ、

江戸鹿子貞享二月八日事初江府中にて籠十二月八日事納土同

誰袖の海永寶吉原の事をいふ條に、二月八日事初、師走八日事納めといふ、此日吉原にかぎらず、

棹のさきへい箱がきつけて出す、京の卯月八日の如しとあり、今の俗は二月を事納、十二月を事初と

おもふもあるめり、正月の式にか、はりし事にはあらず、二月が事初めなりといふ證に録す、

略○中

萬世節用集廣益大成寶永三に載たる年中行事月並世話

二月八日御事といふ事極月八日門戸字彙事は業也ト云々、二月お事はじめ、十二月御事ははり、

田家にてなす事なり、土佐日記注に云、節忌也、精進をするといふなり、春は農事のはじめ、冬はを

はりなれば祝義なり、八日は齋日の中なれば、たま〜此日を用ひきたる事ならず、戸口に籠を

つるは、籠の目といへば、方相の目になぞらへ、邪氣をはらふ事なり、金葉逢事の今はかたみの目

をあらみもりてながれん名こそをしけれ、方相は邪氣のおそる、物なれば、其面をかけて、儼の

とき追はらふ事なり、或説に籠をつる事は九字の形なり、籠に似たる九字とは、臨兵闘者、皆列前

行の九字也、道字の秘呪なり、今は佛家にも用るなり、居家きよ必用ゆと云、縦横之秘法門門内ニ立

呪ト云々コレ九字ト同心也、カゴツル事ハ縦横ノカ農家になす事なりといひしは、予亭種柳

彦が推考とは異なれども、此説凡よかるべし、此後の冊子には、種々の説あれども、唯人おどしな

不載、籠の目の事は、こゝに云或説と、予が聞しと略同、九字とのみにて、晴明九字の事を聞らしが、

味増渡と二ツ畫しなるべし、江戸鹿子に籠をつるとありて、此書と同、されば畫の如く門へ釣、又

今のさまに棹にて高く出し、は、袖の海にて明なり、此草紙の作者は、由之軒とて京の者なり、古

出すゆゑ、卯月八日の如と記たるなり、三州の事は知らず、遠州にて節分の日、棹に策をつけて

ては、灌佛の日、ついでに枝を棹へつけて、三州の事は知らず、遠州にて節分の日、棹に策をつけて